

「紳糧」考

——清代四川の地域エリート——

山 田 賢

はじめに

一 清代四川地方行政の課題

二 公 局

(1) 資陽縣「協義公局」

(2) 江北廳「三費局」

(3) 岳池縣「三費局」

三 紳 糧

おわりに

はじめに

清代中期以降の地域社會に顯著に現れた特徴の一つは、地域エリート層の擡頭にあった。清末四川の地域社會において(1)も、「紳糧」と呼ばれる地域エリートが存在したことは、久保田文次によって紹介されて以來よく知られている。

「紳糧」とは、地方行政の重要問題決定に際して州縣政府に招請される「集議」の構成員であるとともに、地方行政事務を執行する「公局」の運営に參與し得る有力者であった。道光年間以降を中心に、四川の各州縣に設立されていく「公

局」とは、地域社會の秩序維持、福祉、教育、附加稅徵收等の諸事務を、州縣政府から委嘱を受けた「紳糧」が執行する機關であり、地域エリートによる制度的・恆常的な行政參與に道を開くものとなる。即ち、新村容子の述べる如く、現象的に見れば、「紳糧」とは「地方行政に發言權を有する在地の支配者層」⁽²⁾であるといまず定義してもよいであろう。

紳糧——公局について最も包括的な言及を行った新村の研究を始め、從來の研究史はおおむね、「紳糧」の地域「支配」と見える現象を、その「地主」としての階級的本身に本來的に内在する封建化への志向を、いわば自己實現していく過程として位置づけて來たように思われる。⁽³⁾嘗て重田徳がその所謂「郷紳支配論」において、「自らの固有の存在の根をもち、その歴史社會的な性格を貫徹して王朝體制そのものにも一定の變質を迫っていった點に郷紳支配の本質がある」⁽⁴⁾と述べたように、紳糧による地方行政への參與もまた、地主層による行政權の侵蝕、という文脈において理解され、「郷紳」研究の一環を成して來た。

⁽⁵⁾清代の四川は明末農民戰爭による荒廢をうけて、乾隆末年までに大量の移住民を受容、再開發が進められた地域である。小稿の課題は、開發と定住とともに地域を覆っていく諸社會關係の網の目の内側から「紳糧」が析出される過程を明らかにすることに置かれている。「紳糧」の「支配」と見える勢力の伸長があったとすれば、それは地域を覆っている社會關係の均衡のかたちそれ自體の變容と函數關係にある。換言すれば、地域社會に内在する紳糧の威信・權力は、彼らが繋がれている諸社會關係——公權力・地域社會——より與えられるものであり、紳糧が公權力・地域に對して變質を迫ったという側面のみを過大評價してはならないであろう。別の一面から見れば、紳糧は清代中期以降の歴史段階における固有の條件——公權力・地域社會の變容によって要請、創出された存在として描出し得るかもしれない。

小稿は右の問題意識に基づき、以下、(1)開發と人口流入が頂點を越えたばかりの嘉慶年間における四川地方行政の諸問題、(2)「紳糧」と密接な關連を持つと豫想される「公局」の誕生、(3)「紳糧」の登場、について順次検討を加える。

一 清代四川地方行政の課題

嘉慶白蓮教反亂のさなかにおいて四川總督宜縣の幕下に入った龔景瀚は、その文集『澹靜齋文鈔』に收められた一文「請設立鄉官鄉鐸議」の中で、四川地域社會の秩序回復策を次のように提言している。便宜上、三つの部分に分かち示す。

(1) 今日の州縣にて、其の稱職なるものを求むるや、實に難し。何となれば則ち、古の大國は百里に過ぎず。……而れども今の州縣は大なるは數百里あり、甚しきは陝西の西郷、四川の太平・大甯の若く、周圍千餘里、四五千里的なる者あり。聖門の高弟、冉求の藝まいのうの如きも、孔子は但だ千室の邑を以て宰爲らしむべきを許すのみ。而れども今の州縣の大なるは數萬戸、且つ十萬餘戸なる者有り。豈に今の人材、皆、古人に遠く過ぐることをあらんや。……

(2) 且つ、州縣の用うる者は、書辦・衙役・鄉約・保正等に過ぎざるのみ。……此れ豈に能く州縣の憂を分かち、州縣の事を代わる者ならんや。之を舍けば則ち用うるべきの人無し。之を任ずれば則ち信すべきの人に非ず。……

(3) 漢に鄉三老有り。以て教化を掌る。……今、州縣所轄の地、太だ廣く、理むる所の事、太だ繁し。宜しく其の意を倣照し、鄉官を設立すべきに似たり。小州縣なれば、四郷に四員を設くれば足るなり。大なるは酌して増置を爲し、あらゆる郷約・保正・保長、及び一村一鎮の長は、皆、之に屬さしむ。……一郷の中、戸婚田土の雀鼠爭訟するは、之が爲めに曲直を剖斷し、以て小民の公庭守候の繫を免れしめよ。……每郷、又た鄉鐸一員を設け、朔望に逢わば郷官と會同して居民を傳集し、聖諭を宣講せしめよ。〔澹靜齋文鈔〕外篇、卷二〕

提案の眼目は、(1) 繁雜化した行政に對處するためには、(2) 胥吏・衙役や郷約・保正による従前の地方行政システムでは不足であり、(3) 郷約・保正の上に郷官・鄉鐸を設け、秩序維持の機能——教化、紛争の調停など——を擔わしめよ、といった點にある。漢の郷三老を引きつつ地域エリートの行政參與を求めようとする龔景瀚の論は、それ自體としては特に目

新しいものではない。ただし、注目すべき點が二つある。第一は、地域エリートへの行政參與を要請せしめた原因が、地方行政の最小單位として設定されている「州縣」の相對的な廣さ——現實に存在する州縣の統治面積は、例えば明代に比べて廣域化しているわけではない——、及び「數萬戶」もの人口を抱える州縣行政の繁雜化、に求められていることである。何故この時期において「地方行政の繁雜化」といった課題が緊要のものとして意識されつつあったのか。龔景瀚の論の背後にあるものを探らねばならない。

周知の如く、明末農民戦争によって荒蕪に歸したと言われる四川は、清代に入って大量の移住民を受容している。雍正二年（一七二四）において僅かに四十萬餘りと記録される四川の「人丁」は、乾隆五年（一七九〇）には九百萬を突破、更に嘉慶二年（一八一六）には二千萬を、道光二年（一八四四）に至れば四千萬を越える⁽⁶⁾。勿論、この數値が四川の人口を完全に正確に反映したものではないにしても、ただし、四川の人口が開發の成熟とともに著しい増加傾向を見せたことは間違いない。乾隆年間以降の地方行政は、殆ど例外なく人口の激増と行政の廣域化・高密度化に直面せざるを得なかったのである。因みに各州縣の戸數は、嘉慶年間には確かに「數萬戶」程度に達しており⁽⁷⁾、龔景瀚の議論がかかる實情の把握を前提として現れたものであったことを銘記しておかねばならない。

四川省東部の雲陽縣でも「乾嘉の間、蜀中は承平久しく、生聚は日に衆し。吏事も亦た漸く繁なり」（『雲陽涂氏族譜』卷九）と記録されるように、乾隆・嘉慶年間の人口増大と、吏事の繁——行政サービスの需要の増大とは、因果關係にあると意識されていた。しかし提示された處方箋は、州縣の行政區畫・財政規模を一定に放置したまま——換言すれば國家の地方行政システムを改變することなく——既存の州縣體制の内部において地域エリートに地方行政の機能を負荷せしめていく、といった手法を示す議論だったのである。

龔景瀚の論において注目すべき第二點は、まさにこの點にある。州縣政府の行政能力に比し、餘りにも廣大な統治領域・統治人口が明瞭に意識されながらも、行政區畫を適正なレベルにまで細分化する、或いは州縣財政の規模を擴大して

その行政能力を充實せしめる、という二つの選擇肢は、自明の如くに考慮の外に置かれていた。もっとも、もし前者の選擇肢を採用し、人口動態を常に計較しつつ行政區畫の手直しを行い續けたならば、清朝中央の行政處理能力を容易に突破してしまうほどに、清代の開發地區における人口増は急激に進んでいた。従つて、移住民の流入に對應した行政區の分割は、例えば乾隆二九年における江北廳の新設、嘉慶七年における綏定府の新設、道光九年における城口廳の新設など數例に止まつたのである。

ならば後者の選擇肢——必要とされる行政處理能力のレベルにまで財源を補填して州縣政府の規模を擴大する、という可能性へ進む餘地はなかつたのか。

岩井茂樹が夙に鋭く指摘する如く、清朝財政システムの特徴は、經濟成長という觀念の不在、及び行政管理技術の制約に由來する固定的な枠組——「原額主義」にある⁽⁸⁾。原額主義的財政體系の中に組み込まれた構成部分としての州縣存留額を變動せしめることは、技術的に困難が伴うばかりか、原額主義財政の根幹に關わることもなる。なお且つ、新たな行政サービスが投下されるためには、當然それに見合うような稅收入がその地域から回收されねばならないが、四川における稅糧總額は、その著しい開發の進展・人口増大にもかかわらず、雍正七年以降殆ど増加しなかつた。この點については既に彭雨新、魯之健らの勞作が發表されているので、これをもとに簡單な素描を行つておこう。⁽⁹⁾

正稅の總額を決定するものは、第一に田・地をそれぞれ上・中・下の三等級に分類した上で定められる單位面積あたりの「糧」の徵收基準——科則である。更に「糧」を銀立てに換算した上で（「糧銀」、雜派を銀納に一本化した「條銀」、そして「丁銀」を加算し、最終的に一畝につき徵收される正稅額（「丁條糧銀」）が決定される。これを田地の總面積と相乗すれば、地域の正稅の總額となる。即ち、正稅の總額を決定するものは第二に耕地の總面積である。

このうちまず後者——四川の耕地面積の推移——から見ていくことにしよう。雍正五年、四川の耕地面積は二十二萬三千二百三十一頃餘と記録されている。しかし雍正六年から七年にかけて行われた清丈の結果、耕地面積は二倍以上の四十

五萬九千二十七頃餘に増大している。⁽¹⁰⁾ この時の丈量は、給事中高維新らを特に派遣して行わしめたものであり、丈出した耕地面積を見ても清朝が並々ならぬ意欲を以て臨んだことが窺われよう。ただし、四川における組織的、且つ大規模な丈量はこれが最後となった。以後、乾隆年間より清末に至るまで、清朝の把握する四川の耕地面積はほぼ四十六萬頃程度で推移した。四川東北部における開發と移住は乾隆年間によりやくピークを迎えること、そして乾隆年間以後も爆發的な増大を見せる人口動態を勘案すれば、四川の耕地面積が雍正七年以降殆ど増加しなかったとは考えにくい。清朝は開發によって生じたであろう四川の莫大な富を、少なくとも國家の正當な財政システムの中で組織的に吸い上げることが放棄した。乃至はより正確に述べるならば、行政能力の限界によって放棄せざるを得なかったのである。

第二に四川各州縣における一畝あたりの丁條糧銀徵收額——以下、假にこれを「徵稅基準額」と表記する——について検討しよう。この點については既に彭雨新が精緻な史料整理を行っている。その結論によれば、四川全域の中でも徵稅基準額が最も輕いのは川東重慶府一帯で、上田の場合でも一畝あたりの丁條糧銀額は一分にも満たない。次いで徵稅基準額の輕い地方は川西成都府一帯である。逆に最も徵稅基準額が重い部分は、四川西南部の嘉定府・雅州府、或いは川北の保寧府などにあった。即ち重慶府・成都府といった四川の中樞部において輕く、むしろ偏地において重い、といった不均衡を生じていたのである。何故このような體制が固定せしめられたのであろうか。清末、四川各州縣にて幕友をつとめた周詢は次のように述べる。

清時、川省の田賦は祇だ地丁一項もて正供と爲す。然れども科則は極めて輕し。……全國面積の百分の三十五の幅員を占め、年ごとに僅かに共に丁糧銀六十八萬餘兩を徵するのみなれば、其の他省より輕きは知るべし。惟だ其の弊患は均しからざるに在り。東北の地は膏腴多くして田一畝毎に多き者は僅かに銀を徵すること二分、少なければ或いは一分なり。西南の地は邊瘠に屬すも、多き者は畝毎に銀を徵すること五分に至り、少なきも亦た四分、或いは三分なり。今、姑く數州縣を擧げて之を例とせん。川東の合州・永川・江津は、皆、著名な劇邑にして、境地は既に寛く、

田土も多く沃なり。而れども合州は年ごとに僅かに銀四千九百九十八兩を徵し、永川は年ごとに僅かに銀三千四百三十五兩を徵し、江津は年ごとに僅かに銀五千九百九十六兩を徵するのみ。川南の雅安・名山は、地に磽确多く、境地も亦た合州等の邑の廣きに及ばず。而れども雅安は年ごとに銀一萬四千九十九兩を徵し、名山は年ごとに銀六千二十六兩を徵す。蓋し明末由り清初、張獻忠東北由り川に入り、過ぐる所屠戮し、民に子遺無し。……清・順治・康熙の間、始め湖北・廣東・江西・福建等の省の人民を招き……其の隨意插占し、數畝の糧を納めて、即ち坐して數十畝の地を耕すべきを准す。此の後、即い轉售有れども、糧は舊額に仍る。割售する者も、亦た其の原納の糧數に按じて分撥す。有清二百六十餘年間、從て未だ清丈せず。故に其の納糧の科則も、亦た有清と相い終始す。西南兩路は、則ち未だ浩劫を経ざるに因り、明代の糧冊猶ほ存せり。故に清時は仍ほ明代の科則に按じて徵收し、畸輕畸重の病は、迄に未だ加うるに整理を以てせず。(周詞『蜀海叢談』卷一、田賦)

周詞によれば、「劇邑」にて税が輕く、西南「邊瘠」にて税が重いという不均衡は、明末張獻忠の亂による四川の荒廢にその遠因がある。荒れ果てた四川の中樞部に最初の移住民が入植して來た時には、清朝の招墾政策——移住民の優遇にもよって「數畝の糧」を納めるのみで廣大な土地の取得が許されていた。そして、正税の輕さは土地所有權の轉移によつても慣行として踏襲され、その結果として後來まで殘存したのである。

同様の觀點は、正に雍正年間(1723-1735)の四川丈量に立ちあつた四川巡撫憲德の奏言にも見える。

其の糧に輕重有るの由を究むるに、並びに盡くは地⁽¹¹⁾に肥磽^{おとし}の別有るに因るに非ず。皆、向時招徠して開墾せしむるに、止だ約略塊段・估種もて糧を認むるに緣なり。

清丈は開墾と同時に往れるわけではない。ある程度開墾と定住が進み、行政コストの回收が明らかに可能と見込まれれば、初めて大規模な清丈を行い徵税體制が整えられるのであり、それまではおよその土地の廣さ、播種量などを目安に、粗放な基準に基づく納税額が低目に見積もられ、この結果税額の輕さは固定されていく。おそらく開發地區における

科則は、最初から嚴密に確定されたわけではなく、むしろ開發の結果として現れた既成事實——既に存在する一縣（或いは一地區）あたりの徵稅總額をもとにして溯及的に算出されたのではなからうか。

一方、邊地であるが故に明末の動亂と荒廢を免れた四川西南諸縣では、周詢の言によるならば明代の「糧冊」が清初まで殘存しており、明代の科則に照らして徵稅されたため、相對的な稅の重さを現したのである。即ち、四川における徵稅基準額は、出發の當初から「肥磽の別」——地域における富の實態を反映したものではなかった。勿論、以上のような徵稅基準額の極度の不均衡について、清朝は周詢の言う如く全くこれを放置していたわけではない。

雍正七年の丈量終了後、四川巡撫憲德の上奏をもとに若干の手直しが行われている。⁽¹²⁾ 例えば、丈量以前には上田一畝につき一錢八釐一毫の丁條糧銀を負擔していた名山縣では、鄰接する洪雅縣の例に照らし、一畝あたり八分四釐にまで徵稅基準額が引き下げられた。この外にも屏山縣・蘆山縣・榮經縣・通江縣等、四川西南・北部地區諸縣にて徵稅基準額の見直しを行い、この結果四川では一畝あたり一錢以上の丁條糧銀を負擔する地區は消滅する。しかし、この手直しは餘りにも突出した徵稅基準額を、鄰接地域の水準にまで引き下げたのみに過ぎず、これによって四川西南地區一帯の相對的高負擔率が解消されたわけでもなく、地域の富の實情に照應した徵稅體系が新たに設定されたわけでもなかった。例えば四川でも最も徵稅基準額の低い州縣の一つ、重慶府巴縣では、上田一畝につき七釐弱を負擔するに過ぎず、それに比べれば四川西南諸縣は、單位面積あたりなお十數倍もの丁條糧銀を支拂ったのである。一方、開發の進行、生産力の増大にもかかわらず、「劇邑」巴縣（重慶は四川最大の商業都市として發展する）の徵稅基準額は最後まで變動しなかった。結局は周詢の認識した如く、かかる不均衡が清朝一代を通じて維持されていくのである。

地域經濟の實態的規模と、上部から固定的な國家財政の籜をはめられている地方行政との乖離——それは出發點において既に生まれ、開發の進展とともに次第に擴大した。清代中期までに著しい發展を遂げた重慶府一帯から吸い上げられる丁條糧銀は、地域經濟の實態からはおよそ程遠いものだった。そしてこれは同時に、徵收される丁條糧銀の枠内にある僅

かな存留分と、「劇邑」の行政經費として必要な實需要との間に、やはり甚しい懸隔があつたことを意味する。しかも重慶府を中心とする川東地區は、清代に入つての開發が最も大規模に進められた一帯であり、急速な人口増大は「乖離」を更に加速せずにはおかなかつた。龔景瀚の論はかかる事態が進行しつつある渦中より現れたのであり、そこには既に清末地方行政の選擇した、或いは選擇せざるを得なかつた方向が指し示されていたのである。

二 公 局

前節にて確認した如く、清代中期四川地方行政における最大の問題點は、固定的な清朝の行・財政システムと、開發の進展によつて現實に増大し續ける行政サービスの需要との落差にあつた。具體的な數値によつて清代中央財政における四川の位置を確認しておこう。乾隆三十一年當時、四川の耕地面積は四十六萬頃程度、徵收される賦銀は六十六萬兩程度であつた。⁽¹³⁾これを四川とほぼ等しい四十六萬二千頃の耕地面積を持つ浙江と比較してみよう。浙江からは賦銀のみで二百八十二萬兩、四川の四倍以上が徵收されていた。四川における科則の低さは明らかである。しかも浙江より遙かに廣大な四川の耕地面積が清末まで四十六萬頃程度であつたとは信じ難い。四川地方行政の課題は、正規の徵稅體系によつては引き出されることのなかつた地域の富を如何にして吸い上げ、これを行政コストに補填しつつ如何にして地域秩序を維持し續けていくか、にあつた。そしてそのための手段——地方行政の相對的後退によつて生じる空白を制度的に補完していく手段として、嘉慶年間より「公局」が登場する。以下、嘉慶年間の資陽縣協義公局、道光年間の江北廳三費局、咸豐年間の岳池縣三費局を例に、史料がそれら「公局」の出發をどのような言說によつて記録しているかを検討しよう。

(1) 資陽縣「協義公局」

嘉慶五年、總督常明奏すらく、川省夫馬を辦理するに、州縣官の廉俸は祇だ此の數有るのみなれば、資、を、民、力、に、藉、り、

ざるを得ず。川省は賦税本より軽く、且つ沃壤多し。前項の夫馬は、之を官より出さば、則ち獨力にて支え難し。之を民より出さば、則ち衆擎にて擧げ易し……等の語あり。上年、縣屬は、二十大甲には糧に按じて錢を派し、役に供せしめよ、とあるを遵奉し、甲毎に戸首・保正各一人を設立し、經收支應せしむ。積すること久しくして弊叢く、用少なくて派多く、里閭は坐困するあり。嘉慶廿二年、協義公局を改設す。其の法は、毎歲開徵前に差務の繁簡を視、派錢の多寡を酌し、二十大甲内に於て、殷實公正の紳耆、或いは二・三人、或いは四・五人に預請し、收支を經理せしむ。句終にて報銷（會計報告）し、帳籍は呈して過疎（會計監査）を請う。一年の期滿にて紳糧を齊集し、核算するを俟ちて更換す。其の錢は、官は經手せず、私は浮支無し。之を行ふこと數十載にして、官民便とするなり。

（咸豐『資陽縣志』卷六、賦役）

清代中期の資陽縣では、公務に關わる物資（餉銀など）、官員の移動に必要な「夫馬」費用の財源確保が大きな問題となっていたが、その原因は、やはり咸豐『資陽縣志』に次の如く明確に指摘されている。「明時原編、夫馬銀一千三百九十三兩六錢有り。應役夫八十八名、應遞馬三十六匹を設く。國朝全て裁撤を行い、歲毎に地丁内に於て、餉鞘夫價銀二百一十六兩を扣留するのみ」（卷六、賦役）。清代の資陽縣にて豫算化されていた夫馬經費は、明代の六分の一にも及ばなかった。このような著しい地方財政の縮小は、資陽縣から徵收されていた全徵稅額自體の減少を前提としている。明代の資陽縣における徵稅額は、稅糧、戸口、徭役、夫馬等を總計して一萬三千四百兩以上に達する⁽¹⁴⁾。それに對し、雍正丈量以前における資陽縣の丁條糧銀總額は、僅か三千二百六十一兩、そして丈量後の清末咸豐年間でもなお丁條糧銀七千六百五十四兩、火耗一千一百四十八兩、總計して八千八百二兩は明代徵稅額に遠く及ばない⁽¹⁵⁾。成都と重慶を結ぶ交通の要衝に位置した「劇邑」資陽縣における開發の進展、それに伴う地域の富と行政コストの膨張に比較すれば、清初の開發途上期に成形した低水準の徵稅——支出構造は、相對的に縮小し續ける一方であつたと考えられよう。

固定的な徵稅——支出構造の下では、「夫馬」經費の不足分は正規の財源（存留分）以外から捻出されねばならない。

こうした場合、まづ先に財源として融通されたものは、州縣官に支給されている養廉銀の醸出——所謂「捐廉」である。しかし、養廉銀はもとより州縣官に與えられる必要最低限に近い報酬に過ぎず、しかもこれを醸出せしめても到底夫馬を賄うには足りなかった。従つて嘉慶年間には、「輕賦」の地、四川地域社會における「民力」より夫馬を賄うことが制度化され、戸首（胥吏「戸書」の首人であろうか）、保正の手を通して夫馬經費を徵收する慣習が定着していく。しかし、戸首、保正は、實際に必要な夫馬費用よりも常に多くを割り當て、地域はそのため苦しめられた。

嘉慶二二年に設立された協義公局は、かかる夫馬經費管理制度の改革をねらいとする。協義公局では、夫馬經費の收支を「殷實公正の紳耆」に委ねるとともに、一年の任期満了と同時に「紳糧」を集めて決算報告を行い、新たな公局の責任者を選任した。即ち、協義公局とは、州縣政府（及び實際に州縣政府の意志を執行する吏）を介在せしめることなく、地域エリートによる行政コストの徵收・管理を行う體制であつたと言えよう。州縣政府はこれによって夫馬經費徵收・管理に必要ではあるが煩瑣な行政事務と、行政事務費用の支出を免れる。つまり、州縣政府の側から見れば、地域エリートによる恒常的な行政コストの負擔を獲得したに等しく、一方地域エリートの側から見れば、制度化された負擔と引き換えに、州縣政府からの要求に一定の枠を嵌め込み、同時に地方行政への發言權を確保することにもなるであろう。

咸豐十年刊「資陽縣志」に掲載されたこの史料に、「紳糧」という呼稱が現れることにも注目しよう。果たして嘉慶二二年當時、既に「紳糧」という語彙が通用されていたかどうかは明らかではないが、しかし協義公局の成立を契機として、例年決算報告に参加するとともに、その中から公局の責任者を選出する固定的な構成員を持った一團——地域エリート層が成立したことを推測してもよいであろう。

(2) 江北廳「三費局」

豫め述べておくならば、清末、四川各地に廣く存在した三費局とは、命案における緝捕・檢驗・招解に必要な行政經費

(その主要な部分は、緝捕・檢驗・招解に従事する吏員への手當である)を備蓄しておき、その收支を管理する機關である。⁽¹⁶⁾從來、緝捕・檢驗・招解の三費は、事件が起こればそのつど吏によって地域から徴收されており、その苛酷な取り立てはしばしば問題となっていた。緝捕・檢驗・招解に必要な經費の基準額を定め、しかも紳糧に管理される公局を通して吏に支給することを制度化したもの——これが三費局である。そしてこの三費局を四川において初めて設置した地こそ道光一五年の重慶府江北廳に他ならない。當時の江北廳同知、福珠朗阿は、その由來を次のように述べる。

竊かに照らすに、江北は幅員遼闊にして大江に濱臨し、商賈は雲集し、莠良の雜處するあり。毎歲の内、惟だに命案疊出するのみならず、自縊・路斃^{ゆゑなれ}の案も亦た復た層見すること少なからず。地方官の廉俸多きに無ければ、凡そ命案の解費、以及下郷相驗に遇えば、一切の夫馬の費用は未だ能く廉を捐して墊辦^{たてかえ}する能わずして、資を民力に藉りざる能わず。而して差役は即ち藉りて以て需索し、地主鄰佑は往往にして其の擾攘を受く。是を以て本府任に蒞^{のぞ}み、命案の下郷相驗に遇有すれば、一切の夫馬の使費は、均しく自ら廉を捐して墊辦し、並びに絲毫も弊は閭閻に及ばず。第だ、更任以後、未だ必ずしも依照して永行されざるを恐るるなり。……爰に閭閻の紳民を集め、妥向議商すらく、必ず須らく銀を備えて産業を置買し、費に常經有らしめ、方めて以て久遠に垂らすに足るべし、と。糧銀を查照し、力を量りて捐資せしめ、並びに稍やも勉強・抑勒を爲さず、其の自ら完納を行うを聽さんことを諭令す。隨いで公正紳耆を派し、局を設けて經收せしむ。茲に各紳民等、踴躍從事し、先を爭ひ後を恐るるに據り、各おの糧一兩に按じて銀五兩を納めんことを議し、局に赴き銀一萬一千五百八十四兩を完納するあり。自ら願ひて樂輸し、局に赴き銀五千八百九十兩を完納するあり。共に完納の銀は一萬七千四百七十四兩。本府の倡捐銀一千二百兩あり。總べて共に一萬八千六百七十四兩もて……田業四處を契買せり。(道光『江北廳志』卷三、食貨)

重慶の北鄰に位置する江北廳は、清代における開發の結果として、乾隆二九年に巴縣の領域を分割して新設された行政區である。こうした地域では社會的緊張の度合もまた高い。道光年間、江北廳では、命案の頻發とそのために必要な行政

經費の増大が緊急の課題として浮上していた。同知福珠朗阿は、一切の費用を自らの養廉銀の醸出によって賄い、胥吏・衙役による在地からの徴収を禁じていたが、しかし他に恒常的な財源を確保しない限り、この方法では自ら限界がある。こうして創始されたのが、地域から徴収された銀をもとに田産を購置し、毎年の租入を命案に關わる行政コストに補填する方法であった。

具體的な銀の徴収方法と、徴収總額について見ていこう。まず「糧」銀一兩ごとに銀五兩を醸出せしめ、一萬一千五百八十四兩を徴収している。自發的醸出（「捐」）のかたちを取りながらも、事實上強制的に割り當てられたと思われる以上の銀兩の他に、「自願樂輸」の五千八百九十兩、廳政府よりの捐銀一千二百兩を合わせ、總額一萬八千六百七十四兩が三費局の基金として準備された。この基金によって廳内四箇所の田産を購置し、毎年の租入五百九十九石、換銀して千二百〇千五百兩を三費に充當したのである。⁽¹⁷⁾

江北廳の一畝あたりの徴稅基準額は巴縣とほぼ同額の七釐に過ぎず、徴稅總額は、丁條糧銀・火耗を合わせても三千八百六十三兩に止まる。⁽¹⁸⁾これを徴収された三費局基金一萬八千餘兩、そして毎年少なくとも千數百兩は必要であった「三費」行政經費と比べれば、その不均衡は明白であらう。

胥吏・衙役の「需索」といった類の表現は、この時期の地方志に必ずといってよいほど現れる常套句であるけれども、一見超時代的と見えるこの現象も、當該時期の社會情況と深く結びついていたことに注意を向ける必要がある。州縣の存留額の中に豫算化されている額設胥吏・衙役の工食銀は極めて僅かであり——年間六兩程度の工食銀が認められるのみである——⁽¹⁹⁾行政事務執行のたびに必要な經費を地域から徴収するのは必然であった。たとえ私腹を肥やそうとする一部の吏によって必要以上の「需索」が行われたとしても、「需索」は一面では投下される行政コストの回收という性格を孕んでおり、それは吏の存在と表裏しつつ常に現象して來た事態に過ぎなかった。ならば道光一五年というこの時期に、何故〈差役の需索〉をことさら理由として三費局が創設され、しかもこれ以後同様の言説——胥吏・衙役の需索——を共有し

つつ各地に次々と三費局が波及していくのか。

江北廳の額設の胥吏・衙役は僅か五十三人と記録されているが、これだけの人数で人丁十萬以上を抱える地域の全行政事務を遂行し得たとは考え難い。⁽²⁰⁾たとえ額設の吏は數十名に過ぎなかったとしても、現實には行政サービスの需要増大と照應しつつ吏の人数は膨張し續けたと思われる。例えば乾隆末年、達州の胥吏は四千人を數え、⁽²¹⁾道光初年、巴縣の白役（非正規人員）は七千餘人と伝えられている。⁽²²⁾即ち、三費局とは地方行政事務の繁雜化——命案の多發もまたその一つの表現である——と、それに伴う吏の増大、肥大する行政コストを地域社會が自辦する制度的な受け皿として用意されたと言えよう。資陽縣協義公局には見られなかった江北廳三費局における恒常的財源（田業）の設置は、國家的行・財政システムの「外」部に誕生した地域的な行政コストの豫算化とも言うべきものであり、かかる「公局」財政の制度的定立は、行政遂行に必要な財源確保を目的とする州縣政府と、州縣政府、及び吏による「需索」抑制を圖る地域社會との両面から要請されたのである。

道光一五年の江北廳を嚆矢とする四川各州縣の三費局は、道光末年の四川總督徐澤醇、咸豐末から同治初年の總督駱秉章、光緒初年の總督丁寶楨らが繰り返しこれを推奨した結果として——即ち上部からある程度の強制力を伴いつつ増添されていったものである。⁽²³⁾しかし、それはあくまでも「紳耆」「紳糧」による自發的な地方行政の補完という形式を取っていた。「公局」は制度的な地方行政の補完として登場したが、繰り返すようにその出現の契機は硬直的な清朝の行・財政システムの空隙にあり、國家的な行政體系の一部を構成する制度として位置づけられるべきものではなかったのである。

(3) 岳池縣「三費局」

江北廳にて三費局が創設された道光一六年、重慶府知府であつた徐澤醇は、道光二九年、四川總督に着任すると同時に各州縣に檄を發し、江北廳に倣つて三費局を創設すべきことを命じた。こうして道光末年から咸豐初年にかけて各地に三

費局が成立、岳池縣でも咸豐四年に着任した知縣武尙仁の盡力によって三費局の成立を見た。武尙仁の「三費公局章程」に言う。

上年、制軍徐、江北福司馬舉行の後、聞きて之を善しとするに因り、其の法を各屬に下し、時勢を度りて倣照辦理せしむ。……竊かに思うに、緝捕・招解は乃ち必ず之の事有り。費、出ずる所無ければ、閭閻に累せざるを得ず。自ら應に良法を急籌し、民の爲めに長久を計り、擾攘を免れしむべし。當ちに三關（岳池縣は東關鄉・西關鄉・資馬鄉の三鄉より成る。従つて三關とは全縣域を意味するものであらう）の紳糧に傳えて商辦せしめたり。茲に該紳糧、近年津貼を捐輸するありて民力は兼顧する違^{ゆとり}あらざるを以て、縣屬各場廟會の斗口買賣を將て暫く抽掣を行い、變通辦理し、贏餘有るを俟ちて業を置き收租し、再び停止を行わんことを請う。蓋し民間自有の利を以て之を取りて公用を資く。費に於ては裨有り。民に於ては損無し。亦た因地制宜の一法なり。……然れども必ず須らく經理に人を得て、方めて能く其の利を保ち、其の弊を杜ぐべし。名譽素著を擬定選派し、收租五百石以上に在るの紳糧もて其の出納を司らしめよ。

（光緒『岳池縣志』卷一八、藝文）

咸豐初年に誕生した岳池縣三費局の運營方法は、以後清末にかけて出現する多くの公局とはほ同様の形態に近づいている。岳池縣三費局も購置された田産の租入によって運營されていたのだが、その收支を委ねられたのは「收租五百石以上」の紳糧であった。新村容子によれば、重慶府合州——岳池縣は順慶府に屬するものの、重慶府と疆域を接し、合州からも遠くない——では、田三百畝、收租量にしておよそ四百五十石程度の地主が「富人」と見なされており、この數値に照らすならば、「收租五百石以上」とは、地域社會において富人と認識されている者、ということにならう。

岳池縣三費局の出發は、「各場廟會の斗口買賣」より徴收された資金によって初めて可能となつた。市場町（場）の交易はしばしば各種の「廟」内にて行われるが、交易の最大部分を占めたであろう穀物・家畜取引より、取り引き高に應じた所定の金額を徴收、これを三費局の基金としたのである。臨時的な手段にせよこのような方法を取った理由は、直接に

は國家から新たに課せられた附加税（津貼）の存在に求められていた。清末、度重なる戰亂は國家財政の逼迫を餘儀なくせしめ、ここにおいて清朝は「輕賦」の地、四川から、原則としては正税額を固定したまま、「津貼」等の名目で附加税を徴收、實質的な増税に踏み切った。かかる附加税が既に「糧」に加算徴收されていたため、江北廳の如く糧額を基準として三費基金の釀出を割り當てる方法は見送られたのである。そしてこれに替わる徴收手段として案出されたのが、流通過程より資金を吸い上げる方法であった。同治年間以降の公局は、穀物取引より徴收される「斗息」、豚肉取引に課せられる「肉釐」等を恆常的な財源の一つとして成立していくが、⁽²⁵⁾岳池縣三費局の方法は、一時的な措置にせよ最も早期に流通過程からの徴收を行った例の一つであろう。

國家の徴税體系が現實の富の所在と照應するものでなければ、當然效率的な富の再配分——行政サービスは機能しない。耕地の科則・面積に基準を置く清朝の徴税體系——もっとも、四川では科則の設定・耕地面積の把握の両面において、それ自體既に歪みを胚胎していたことは第一節に見た通りである——は、開發の成熟と表裏しつつ現れる商業化の趨勢に對應し得るものではなかった。巨大な富を生み出す淵源となった流、通過、程より資金を吸い上げ、行政コストへ補填していく「公局」財政の新たな方法は、既存の粗放な徴税體系の網の目より漏れ落ちていく富を引き出し、地域の行政サービスへと還流せしめるために適合的な手段として選擇されたのである。

以上、資陽縣・江北廳・岳池縣における初期公局について簡単な素描を行って來たが、その基本的性格は以下の三點に要約できよう。(1)、公局の出発は四川開發の成熟期たる嘉慶・道光年間にあること。(2)、それらが「紳耆」「紳糧」と稱される地域エリートに委囑された地方行政の制度的補完であったこと。(3)、「公局」財政は、地域に沈澱する富を汲み上げ、これを再び地域的課題の解決——地方行政へ還流せしめる「地方財政」としての性格を持っていたこと。

清末、殊に同治・光緒年間、福祉・教育・秩序維持など多様な目的を有しつつ簇生した各州縣の公局も、おおむねこうした初期公局の延長上にあつたと見ることがができる。

三 紳 糧

民國『雲陽縣志』は、毎年初秋、縣政府より縣内の「紳糧」を招請、彼らに稅率、徵稅時の銀錢比價を評議せしめた價行を傳えているが、ここに現れる「紳糧」という語彙には次のような註が附されている。

俗に冠帶を襲う者を謂いて紳士と爲す。田租有る者は糧戸と曰う。統あせて紳糧と稱す。(民國『雲陽縣志』卷九、財賦)

「紳糧」とは、本來異なる範疇において成立するはずである「紳士」と「糧戸」という二つの社會階層を統稱するものであることに注目しよう。「糧戸」とは、もともと多量の稅糧を負擔している戸——即ち實態としては租佃經營を行つてゐる大地主を意味するものであり、地域の平均的な經營規模を基準として表現される經濟的範疇に過ぎない。一方、科擧を媒介として獲得され、位階に對應する「冠帶を襲う」ことにより明らかに他者と區別される「紳士」は、理念的・畫一的に定立される國家的身分であると言えよう。にもかかわらず、清末に至り兩者は「紳糧」として統稱され、分ち難く結びついた單一の社會階層として意識されていたのである。兩者を一體と認識する地域の視線は如何なる契機によつて定着せしめられたのか。紳糧の登場は地方行政、地方社會の變容の中に定位されねばならないであらう。

さて、「紳糧」という語彙が史料に現れるのは何時頃からだろうか。辛亥革命前夜、この呼稱は既に四川では廣く通用されていたが、しかし道光二四年刊『江北廳志』、或いは道光年間巴縣檔案等には、管見の限り「紳耆」、「紳耆糧戸」という語彙は現れても、未だ「紳糧」という表記を見ない。⁽²⁶⁾これもやはり管見の限りでは、最も早期の「紳糧」の用例は、道光二六年、牛樹梅が四川龍安府彰明縣知縣在任中に發布した「社倉條示」である。⁽²⁷⁾

社倉の積弊を剔除し、以て民食を濟い禦害を免れしめん事が爲めにす。……向來、管倉は以て畏途と爲せり。公正紳糧は出頭を肯わざるを以て、専ら樸訥無能の人を取りて強いて擧報を爲さしめ、或いは奸黠喜事の輩の自ら闡充を行ふに任ずを致す。……士君子は家に居り里に處りて、國の爲め民の爲め手を藉す所無し。……豈に隆重ならずして顧

つて諸を瑣瑣の輩に諉ねんや。……即い或いは別に社首を報じ専ら出納を司らしむも、亦た須らく紳士大糧の公舉公管たるべくして、社首をして獨り擅にせしむること勿れ。……紳糧の善く斯の意を體せんことを望む所なり。（牛樹

梅『省齋全集』卷九、示諭）

以上の文面より、(1)この場合も「紳糧」とはやはり、「紳士」と「大糧」（大糧戸）を統稱するものであること、(2)「紳糧」、「士君子」という異ったレベルで成立する呼稱が、ここでは實質的には同一の社會階層を指す語彙として用いられていること、即ち、「紳糧」は地域社會に指導力を發揮し、地域秩序を凝集せしめる核たるべき存在として州縣政府に認識されていること、の二點を確認できよう。「社會條示」の眼目は、社倉の運営は「公正紳糧」の手に委ねられることにより、その本來の地域福祉機能を回復せねばならない、といった點にある。道光二六年、既に「紳糧」は州縣政府による地域エリートへの行政事務委嘱という文脈の中に定位されていた。

咸豐年間に入れば、第二節に引用した咸豐十年刊『資陽縣志』を始め、各地の地方志史料に「紳糧」の記述が現れて来る。その中から具體的な「紳糧」の活動を知らしめる咸豐四年刊『雲陽縣志』の記事を紹介しよう。

咸豐『雲陽縣志』卷一〇には、江錫麒「剗鑿廟磯灘碑記」なる一文が収められている。雲陽縣古陵沱鎮に近い長江の廟磯灘には、川底より岩が突き出しており、水運の障礙となっていた。これを雲陽縣知縣江錫麒の主唱の下、施工除去したいきさつを記したものが「剗鑿廟磯灘碑記」であるが、この文章の末尾には工事の釀金者を一覽する。知縣江錫麒を始めとする官側の捐銀に續き、民間側の釀金者四名は次のように表記される。

紳糧 職員戴華萬 捐錢一百千文

監生袁光仙 捐錢一百千文

監生戴正龍 捐錢一百千文

萬縣帝主宮 捐錢二百千文

同じく咸豐『雲陽縣志』卷一一、に附載される戴華萬の傳にも、「灘前の石齒礚礚たるは、向きには舟の患を爲す者なり。今悉く之を剗平するは、則ち戴君の佐理もて、邑侯の鑿する所なり」と見え、實質的な工事の責任者は知縣の要請を受けた戴華萬であつたと窺える。「剗鑿廟磯灘碑記」末尾の表記は、職員戴華萬らが、知縣より委託を受けた「紳糧」として地域の公益事業に参加したことを示すように思われる。

道光年間より登場する紳糧とは如何なる素顔を持つのか、或いは如何なる人物が紳糧たり得るのか、「紳糧」戴華萬の周邊を検討しつつ、こうした點を考えてみたい。なお、戴華萬については以前拙稿にて取り上げたこともあるが、改めて彼の「紳糧」としての活動を照射してみよう。

戴華萬。字は樂村。父の秉福は黃安由り蜀に入り、縣南古陵鎮側の水田垌に居し、農を以て家を立つ。華萬は其の長子なり。性、剛毅にして材幹有り。公共の利益の事を爲すを好み、勞怨を辭さず。是より先、場名は八開舖なり。皆、瀕江の細民にして、江の壩地を種して自給せり。道光初、華萬は始めて約して市を爲し、一・四・七の日を以て相遞集を趁む。漸く百貨を致し、賈區を増拓して日に益ます裘廣たり。遂に縣南の劇鎮と爲る。又た禹廟を市門に翊建し、其の庭廡を宏くし、交易の總匯と爲し、内に申明亭を建て、朔望もて法を讀む。廟外に石橋を造り、龍泉・荷池を濬して市人に飲ましめ、私錢を輒めて樂村義塾を建つ。……矜恤孤寡、施茶送藥は皆、田穀を捐し、以て衆倡と爲す。上は提學自り道府州縣の長吏も、皆、其の門に榜旌す。(民國『雲陽縣志』卷二五、士女)

乾隆年間に湖北黃安縣より雲陽縣へ移住した戴氏は、移住第二世代、戴華萬の頃には既に大きな成功を収めていた。道光初年、戴華萬は長江沿岸の八開舖に商人を招いて定期市を開き、これより八開舖は地域の經濟的中心・古陵沱鎮として發展していく。古陵沱鎮における交易は、戴華萬によって「市門」に建立された「禹廟」——禹を祭神として祀る湖廣會館——にて行われた。即ち、鎮に收束される地域經濟は、湖廣會館のリーダー戴氏を媒介として外部の回路と交流することが可能となったのであり、交易における戴氏の影響力は小さからざるものであつたに違いない。

また、禹廟の内部には「申明亭」が建置され、毎月朔望には宣講を行っていた。「申明亭」とは何か、廣安州の例を見よう。

善舉の行は、州境の城郷、獨り多し。凡そ神廟・公所は、朔望もて皆、宣講會有り。……詞訟は、則ち申明亭有り。郷約・保正を設けて之を理めしむ。故に禮教盛行して爭端は絶えて少なし。(光緒『廣安州新志』卷三四、風俗)

雲陽縣、廣安州を始め、清末各州縣の場鎮——四川の市場町については「場」、「市」、「鎮」等の呼稱が存在するけれども、以下小稿では全て「場鎮」と表記する——には、しばしば「申明亭」が建置され、郷約等による宣講、或いは紛争の調停・仲裁が行われていた。⁽³⁰⁾縣南の最も有能な郷約として著名であった戴華萬により創建、維持された禹廟は、ここにおいて特定の同郷集團統合のみを目的とする施設ではなく、交易・秩序維持など廣範な社會的機能を擔う地域的統合の核として機能したのである。

四川開發の成熟と商業化は、新たな商業的中心(場鎮)の形成、或いは活性化をもたらした。高王凌の試算によれば、乾隆・嘉慶年間、ほぼ三千箇所存在した四川の場鎮は、辛亥革命前夜には四千箇所に達するまで増大していた。⁽³¹⁾場鎮は富の集中するセンターである故に、強い吸引力によって地域の諸社會關係を收斂する結節點ともなるだろう。従って、後に地方行政の補完機構として次々に開設されていく公局が場鎮に置かれていくのは、行政サービスの効率性という觀點からも當然であった。例えば團練局は「各郷市鎮にて局を設け、各おの一紳董を置く」(光緒『廣安州新志』卷一五、民役)とあるように、州縣内に存在する商業的中心地「市鎮」を一つの單位として支局を設置していた。⁽³²⁾團練局は地域防衛のみならず、場鎮を中心に成立する小地域社會の秩序維持、紛争調停機能を擔うことになる。

義塾、振濟などの教育、福祉事業もまた公局——紳糧體制によって遂行されていくが、その據點もやはり場鎮に設けられた。⁽³³⁾咸豐年間から同治年間にかけてしばしば賑局、粥局による振濟を行った岳池縣の例を見よう。

同治十年……米價昂貴し、貧民衆多にして、幾ど朝、夕を保たざるを致す。署縣事陳以禮、情形を目撃し、心甚だ焉

を憫む。因りて俸錢壹百緡を首捐し、城郷の殷實の紳糧に勸諭し、力を量りて捐振せしめ、共に倉斗米參百陸拾石有奇を輸す。城内には四局を分設し、附城の貧民に發給せしめ、並びに三關郷各場に三十五處を分設し、地に因りて布置し、場に附して捐振せんことを諭す。(光緒『岳池縣志』卷四、田賦)

振濟は「紳糧」の義捐をもとに城内四箇所、及び城外三五箇所の「場」にて行われた。岳池縣城外の全場鎮數もまた三五であり、それぞれの場鎮におけるリーダーが實際の振濟事業を請け負ったと考えられる。

開發の結果として増設されていく場鎮の存在、商業化の進展によって増大するモノ、人、資金の往來——かかる要因が固定的な枠を嵌められている州縣行政の相對的後退をもたらししたが、後退とそれによって生じた空白を補填する手段もまた、「場鎮」及び交易から生み出される富の掌握者たる地域エリートに見出された。場鎮では、斗息・肉釐といったかたちで流通過程より地方行政補填の經費を吸い上げるとともに、こうして集積された富を再び公局を通して地域に還流する。かかる公局財政の過程は、場鎮の指導者の手を経て可能となったであろう。場鎮は公局體制における富の徵收——再分配構造を支える基層單位として機能したのであり、地方行政・地域エリート(紳糧)・場鎮社會が構造的に結びついていく契機はここにあった。換言すれば、いずれも嘉慶年間から道光年間にかけて顯著に現れた三つの現象——開發の成熟による「地域」と「行政」の乖離・「公局」財政の形成と洗練・「紳糧」の登場——は一體の關係に結ばれている。

州縣政府は地域エリートたる「糧戶」(地主)に行政事務を委嘱し、その代償として彼らに議敘、旌表といったかたちで威信を分與していく(紳糧戴華萬がその門に「榜旌」を與えられていたことを想起しよう)。或いは、地方行政の擔い手として行政機構の中に内在化され、地域における政治的影響力の行使に正當なる根據を與えられたことと體もまた、「糧戶」の新たな威信の源泉となったであろう。ここにおいて、單なる相對的な經濟的優越者としての「糧戶」は、「紳士」とともに地域行政に參與する權利——それは強い壓力によって課せられた義務と表裏するものでもあったのだが——を付與された社會身分的範疇「紳糧」層として地域から異化されていく。彼らは、場鎮を據點とする公局資金の徵收・支局を通して

再分配される行政サービス、を機能せしめる場鎮地域社會の核であると同時に、州縣政府より招請されて縣城公局の創設・運営・決算などに攜わる固定的メンバーとして横の繋がりを廣げ、最終的に州縣地域社會を範圍として完結するエリート層を形成した。⁽³⁴⁾國家的身分としての根據を何ら持たぬまま、事實上地域社會における社會身分的範疇として凝集した「紳糧」エリート層は、國家財政の外部に生長した「公局」財政と對應する存在であり、前者は後者の受容基として、第一義的には上部より契機を與えられ、創出されたと言えよう。そして一方、地域の側から見れば、紳糧は、胥吏・衙役を通して州縣政府の荒々しい徵收の手が直接地域内に侵入するのを禦ぐ盾として必要とされ、信任されたのであり、紳糧の威信は一面では下部——地域社會からも供給されることになる。即ち、紳糧層は、州縣行政の補完機能を主目的として創出されたにもかかわらず、一たび成立した後には、公權力による直接的な地域の把握を阻げる障壁を形成した。そしてこれが紳糧の行政權侵蝕、乃至「地域支配」と見える現象の本質であつた。

おわりに

小稿の目的は、公局、紳糧の出現と、移住民社會として出發した四川地域社會における開發の成熟とを統合的に把握する視點を提出することにあつた。従つて小稿における清代四川の財政構造・公局・紳糧、それぞれについての個別的な検討はもとより十分なものではなく、今後更に深められねばならない。しかし既に紙幅も盡きた。以上の諸點については別稿に期し、ここでは清代中期に淵源を持つ公局——紳糧體制が、その後辛亥革命から民國期にかけて如何なるかたちで地域へ内在化し、地域自體の變容過程の中へ吸収されていったのか、その見通しを述べて結びに代えることとしよう。

清末以降の地域社會において顯著に現れる特徴は、中央からの遠心力が働き始めること、即ち分權化の趨勢である。

「紳糧」が清代に上部より創出されたものならば、彼らを軸とする地域社會に作用した遠心力をどのように考えたらよいのか。

國家によって掌握されている富の再分配、即ち徵稅——支出構造は、國家的統合を成立せしめる最も重要な結び目であるが、清代中期以降の社會の膨張は、國家の徵稅——支出構造が覆い得る範圍を越えて進行していた。再三述べるように、兩者のズレによって生じた空隙を埋める手段こそ、地域より正稅以外の資金徵收を行い、再び地域へ行政サービスとして投下する公局財政の方法であった。公局は、その多くが省政府、州縣政府の強い指導力によって設置されたことから明らかな如く、行政側の要請を體現する地域の機關として出發した。勿論、地方志を繙けば、紳糧としての地位を利用して私腹を肥やす者、或いは私財を傾けて善行に盡力した者など多様な姿を見出すことができよう。しかし、そのような個別的志向性の總和として、いわば機能する全體としての紳糧層を見るならば、それは地方行政の課題を擔うべく上部から創出され、地方行政の遂行に不可欠の「部分」を成したのである。そしてまた、地方分權化の趨勢も、個別的な紳糧の意圖を越えた社會構造自體に胚胎されていた。國家的統合を實現して來た財政の外部に、地域的な徵收——支出の循環構造が完結すれば、地域はそれによって内側から一つの統合體として滿たされ、その結果國家に對する地域の相對的自立、遠心力が現象することになる。辛亥革命以後、從來州縣行政の補完機構としてのみ位置づけられて來た公局が、制度として確立した「地方自治」體制の中に解消され、同時に公局體制の下に徵收されていた曖昧な部分が「地方稅」へと收斂されていくのは、〈地域〉の成立とともに、中央と地方が新たな關係に入つたことを象徴的に示す事態であつた。⁽³⁵⁾

註

- (1) 久保田文次「清末四川の大佃戸——中國寄生地主制展開の一面——」、『近代中國農村社會史研究』大安、一九六七。
- (2) 新村容子「清末四川省における局士の歴史的性格」、『東洋學報』六四—三・四、一九八三。
- (3) 小野信爾「四川東鄉袁案始末——清末農民闘争の一形態——」、『花園大學研究紀要』四、一九七三、西川正夫「辛亥革命時期における郷紳の動向——四川省南溪縣——」、『金澤大學法文學部論集・史學篇』二三、一九七五)等。
- (4) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」、『岩波講座世界歴史』一二、岩波書店、一九七二。
- (5) 拙稿「清代の移住民社會——嘉慶白蓮教反亂の基礎的考察——」、『史林』六九—六、一九八六、「清代の地域社會と

移住宗族——四川省雲陽涂氏の軌跡——」(『社會經濟史學』五五一四、一九八九)。以下發表年代順に拙稿Ⅰ、Ⅱと略記する。或いは、森紀子「清代四川の移民經濟」(『東洋史研究』四五—四、一九八七)。

- (6) 清代四川の人口数については、梁方仲『中國歷代戶口、田地、田賦統計』上海人民出版社、一九八〇、魯子健『清代四川財政史料』上、四川省社會科學院出版社、一九八四、等参照。

- (7) 例えば民國『巴縣志』には「嘉慶元年以後報部の戶口は則ち七萬五千七百四十三戸……爲り」(卷四、戶口)とある。

- (8) 岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方——酌撥制度を中心にして——」(『東洋史研究』四二—二、一九八三)、「中國專制國家と財政」(『中世史講座』六、學生社、に掲載)。

- (9) 彭雨新『清代土地開墾史』農業出版社、一九九〇、第二章第五節「四川的土地開墾」、及び魯子健前掲『清代四川財政史料』上、附表「四川省歷年耕地賦額統計」。なお、四川における丁條糧銀賦課方法については、鈴木正孝「四川省に於ける地丁銀の成立」(『歴史』一六、一九五八)。

- (10) 彭雨新前掲書。典據は雍正『四川通志』卷五、田賦。

- (11) 雍正七年閏七月一三日、憲德奏(『宮中檔雍正朝奏摺』一三、八七三頁)。

- (12) 嘉慶『四川通志』卷六二、食貨、田賦上。

- (13) 乾隆三十一年の四川、浙江における耕地面積、賦額については、『清朝文獻通考』卷四、田賦四。

- (14) 資陽縣の明代舊額は、稅糧六七九四・七兩、戸ロ一八〇・二兩、驛傳一二四・四兩、徭役一七九三・一兩、民壯一八五〇・四兩、夫馬一二九三・六兩、公費二七五・六兩(以上全て分以下の單位は切り捨て)であり總計一三四一二兩である。(咸豐『資陽縣志』卷六、賦役)。

- (15) 咸豐『資陽縣志』卷六、賦役。同じ部分に「此に於て聖朝の薄賦輕徭は前明の政繁賦重の若かざるを仰見す」とあり、明代の「賦重」と清代の「薄賦」とは明瞭に意識されている。

- (16) 新村前掲論文。周詢『蜀海叢談』卷二、三費局、の項など参照。

- (17) 道光『江北廳志』卷三、食貨、「福主倡置三費碑記」後半部に「歲收租穀五百九十九石……穀石を核計するに、最も昂きの年に値たれば、銀一千四百五十兩に售るべし。或いは中昂、及び最も減きの年に値たるも、亦た銀一千二百三十兩に售るべし。周年一切の支用に足敷す」と見える。

- (18) 同右書、卷三、食貨。

- (19) 差役の工食銀が順治九年以來、全國的には六兩という低い水準にあったこと、従つて規定の存留額では到底州縣の抱えている職員を役するに足りなかつたこと、については、夙に佐々木正哉「咸豐二年鄧縣の抗糧暴動」(『近代中國研究』第五輯、一九六三)に説かれる所である。

- (20) 道光『江北廳志』卷三、食貨。

- (21) 鈴木中正『清朝中期史研究』愛知大學國際問題研究所、一九五二、一二九頁。

(22) 『清史稿』列傳二六五、劉衡。

(23) こうした事情については、民國『合川縣志』卷二九、公善、民國『樂至縣志』卷三、賦稅、民國『安縣志』卷一二、建置、等の史料にしばしば言及される所であるが、三費局の展開については別稿にて改めて論じたい。

(24) 新村前掲論文。

(25) 同右、或いは小野前掲論文。

(26) 道光『江北廳志』卷三、食貨には、胥吏の額外徵收を禁止せしめたいきざつを記す「公議徵納條糧章程碑記」が收められるが、その末尾に「闔廳紳耆糧戶公立」とある。また、道光六年四月の巴縣檔案「巴縣正堂勸諭築堰開塘條規」は、知縣が「各里の紳耆糧戶」を邀請して署に入らしめ面議し「堰塘の築造を促した事實を傳える（『清代乾嘉道巴縣檔案選編』四川大學出版社、一九八九、五頁）。

(27) 魯子健『清代四川財政史料』下、四川省社會科學院出版社、一九八八、は、この史料を隆昌縣にて發布されたものと解しているが（七五二頁）、東文研藏本『省齋全集』を見る限り、「社會條示」は彰明縣にて發布された示諭十三項目の中に入っており、ここでは彰明縣のものとしておく。

(28) 清代四川の地方志等に頻出する「職員」という語彙については、西川正夫「四川省瀘州覺え書——清末民國初期の郷紳——」（『金澤大學文學部論集・史學科篇』一〇、一九九〇）の補注を参照。西川によれば、「職員」とはその範圍が流動的であるが、從九品、吏員、衛千總等を含む場合が確認され

ている。

(29) 前掲拙稿Ⅰ。

(30) 杜綱百「張百祥革命事略」（『辛亥革命回憶錄』三）によれば、四川廣安州石笋河場では、關帝廟に附設された「申明亭」が、紛争仲裁の場となっていた。

(31) 高王凌「乾嘉時期四川的場市、場市網及其功能」（『清史研究集』三、四川人民出版社、一九八四）。

(32) 民國『宣漢縣志』卷一三、人物、の項は、特に「公正紳董」という一項目を設け、清末民國初期の有能な「紳董」を顯賞している。團練のリーダーたる「紳董」が地域秩序維持の機能を擔った例をいくつか列挙しておこう。

(1) 徐鎮、字元臣、五寶場人……充團總者二十餘年、該場即二十餘年無獄訟事。

(2) 劉進賢、字義順、清光緒時華尖場人。凡廟宇義渡橋梁多公創設……充團總者十餘年、排難解紛、雖親戚戚友、亦必以理爲斷、從無包庇袒護之嫌。

(3) 向承模、字圖南、清文生。光緒末充南市團總者十餘年、嘗一日而解十七訟事。

(33) 前掲西川正夫「辛亥革命期における郷紳の動向」参照。

(34) 拙稿Ⅱ参照。

(35) 例えば大竹縣では、宣統三年、「城鄉公所」を改組して縣議會を開設している。辛亥革命後、公局の機能はフォーマルな行政體制へ改編される。

forces during World War II, has been viewed from two different angles. One viewpoint is that the Provisional Government was just a *de facto* puppet in the hands of the Japanese, while the other no doubt justifies it to advocate an illustrative contribution of Japan to the independence of Asian countries. The author positively investigates the actual process of establishment of the Government, mainly based on archives in Ministry of Foreign Affairs.

It was not by the Japanese but by Subhas Chandra Bose, who became its leader, that the plan of establishing the Provisional Government was devised. He tried to keep his leadership at home by realizing the establishment of government abroad, which had been the very issue of domestic politics in India. The Japanese, on the other hand, may have approved the Provisional Government, however, they regarded it as nothing but "an organization called 'the Provisional Government of Free India'".

A STUDY ON 'SHENLIANG 紳糧'
——the Local Elite in Sichuan during
the Qing Period——

YAMADA Masaru

The development of Sichuan during the Qing period, until the end of the 18th century, made progress owing to large numbers of immigrants flowing into the region. An explosive growth of the population and complication of administrative affairs were accordingly brought about. However, the structure of administrative expenditure and tax collection that had been taking shape in the early Qing were almost permanently maintained until the end of the dynasty, and they gradually began to be unfitted for the actual condition of the society. The fixed scale of administrative expenditures was relatively cut down in proportion to the complication of administrative affairs.

The gongju 公局 was established so that it might deal with the above-mentioned problems. The gongju was an institutionalized supplement to

the local administration, and at the same time had the feature of a local financial organ, through which the local society paid the necessary expenses to the local administration itself. It was during the Daoguang 道光 period, in other words, during the same period as the emergence of the gongju that the term shenliang began to be widely used. Shenliang stood for the local elite-class which was created and authorised as leadership of gongju system for the purpose of the local finance by the local government.

A REVIEW OF THE QUALIFICATION SYSTEM AND FINANCIAL OFFICIALS DURING THE NORTHERN SONG CHINA

ITABASHI Shin'ichi

In the first half of the Northern Song period, Sansi 三司 was run by a group of bureaucrats who were experts in financial administration, and who seemed to have been assigned to their positions according to their ability, just as "the right man in the right place."

The appointment system to qualify and promote officials in proportion to their tenure of office had been gradually formed. Thereafter, the posts of Sansi were also incorporated into the qualification system, and any official without the Sansi background could proceed to its posts. Many historical documents show that officials in Sansi were replaced frequently and that they were reluctant to engage in financial affairs.

A man cannot be designated as a 'financial expert' just because he had experience in Sansi; actually he may not have acquired any real knowledge or skills during short tenure of office. If Sansi officials had a poor knowledge of finance, the well-balanced management of the Imperial fiscal administration could hardly be expected. It was a natural consequence that a better assignment system for Sansi officials was called for. When Wang Anshi 王安石 initiated the New Laws, he largely appointed young official candidates whose qualifications he neglected on